

# 賞与支払届データ作成の手引き

令和4年5月改訂

平成19年4月の法改正により賞与支払届データの作成が煩雑となったため、本手引きを参考に作成をお願いいたします。

## 1. 法改正内容(平成28年4月施行)

現行の同一年度内(毎年4月1日から翌年3月31日)の賞与総額が540万円から573万円に改正されました。

(改正の理由)

- ・標準報酬月額の上限額見直しに伴い、賞与の保険料賦課上限額を見直します。
- ・公平性確保の観点から賞与の保険料賦課上限額については、1回の支給額ごとに基準額を設けず、年間賞与総額についての基準を設けます。

※同一理由の年4回以上支給される賞与は標準報酬月額の対象になります。

## 2. 法改正に関する留意点

(1) 賞与として支払った個人ごとの標準賞与額を同一年度内で累計管理します。

(システムの変更)

- (2) 同一保険者(NEC健康保険組合内)であれば移籍または嘱託再雇用となった方でも同一年度内の累計管理が必要になります。
- (3) 同一年度内の標準賞与額の累計管理は賞与として支払ったもの全てを対象とします。
- (4) 産前産後休業の方、育児休業の方、賞与支給月に嘱託再雇用となった方、賞与支給月に資格喪失となった方も賞与累計管理の対象となるため、賞与が支給された場合は賞与支払届データを作成します。

## 3. 本件に関するお問い合わせ先

適用担当 古谷、加藤までご連絡ください。

(TELNET 8-185-230 TEL 03-3461-9373)

#### 4. 賞与支払届データの作成

- ・賞与として支給した時点でデータを作成してください。  
ただし、同月内に2回以上賞与が支給された場合は合算し賞与支払届データを作成します。

##### (賞与支払届データのリンクレイアウト)

| NO  | 項目名       | 属性  | 桁数 | 備考   |
|-----|-----------|-----|----|--|
| 1.  | 作成年月日     | 数値  | 8  | データ作成日 西暦  |
| 2.  | 被保険者証記号   | 数値  | 3  |  |
| 3.  | 被保険者証番号   | 数値  | 7  |  |
| 4.  | 氏名カナ      | 文字列 | 30 | 姓カナ + △ + 名カナ<br>△:1バイトブランク  |
| 5.  | 生年月日      | 数値  | 8  | 生年月日 西暦  |
| 6.  | 性別        | 文字列 | 1  | 男:1 女:2  |
| 7.  | 賞与支払年月日   | 数値  | 8  | 賞与支給年月日 西暦   |
| 8.  | 通貨によるものの額 | 数値  | 7  | 賞与支給額をセット  |
| 9.  | 現物によるものの額 | 数値  | 7  | 通貨で支給された場合は ZERO をセット  |
| 10. | 標準賞与額合計   | 数値  | 7  | 通貨+現物の合計値と573万円-賞与支給<br>累計額の値の小さい方をセット<br>賞与支給累計額が573万円以上の場合は<br>ZERO をセット |
| 11. | 基本保険料     | 数値  | 6  | 標準賞与額合計より基本保険料を求め<br>セットする   |
| 12. | 特定保険料     | 数値  | 6  | 標準賞与額合計より特定保険料を求め<br>セットする   |
| 13. | 介護保険料     | 数値  | 5  | 標準賞与額合計より介護保険料を求め<br>セットする   |
| 14. | 保険料免除区分   | 文字列 | 1  | 0:免除対象者以外<br>1:産休・育休対象者  |

- (1) 健康・介護保険料は標準賞与額合計より計算する。
- (2) 通貨によるものの額・現物によるものの額が10,000千円以上となる場合は、9,999千円とする。
- (3) 標準賞与額合計は1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (4) 産前産後・育児休業の方で項番14の保険料免除区分に”1”をセットした場合、項番11～13はZEROをセットする。
- (5) 賞与支給月が資格喪失月で保険料の徴収対象とならない賞与であっても、被保険者期間中に支払われた場合は同一年度内の累計管理対象となるため、標準賞与額として決定しデータ送信の対象とするが、com.PassやG-com.Passなど現況においてデータ送信ができない事業主様は賞与支払届(紙)を提出する。
- (6) 賞与が支給されていない方のデータ送信は不要とする。

項目のセット例は別紙をご覧ください。

以上

|             |      |       |        |
|-------------|------|-------|--------|
| 項目セット（入力）の例 | 保険料率 | 健康保険料 | 8.0%   |
|             |      | 基本保険料 | 4.803% |
|             |      | 特定保険料 | 3.197% |
|             |      | 介護保険料 | 1.90%  |

（令和4年4月1日改正の保険料率で下記の説明を行っています。）

＜賞与総額が573万円以下の場合＞

6月に賞与として400,500円支給され、12月に賞与として450,000円支給された場合

|                | 6月                 | 12月                |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 400,500円（累計額400千円） | 450,000円（累計額850千円） |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                 | 0円                 |
| 項番 10 標準賞与額合計  | 400,000円           | 450,000円           |
| 項番 11 基本保険料    | 19,212円            | 21,614円            |
| 項番 12 特定保険料    | 12,788円            | 14,386円            |
| 項番 13 介護保険料    | 7,600円             | 8,550円             |
| 項番 14 保険料免除区分  | 0                  | 0                  |

＜賞与総額が573万円を超える場合＞

(1) 6月に賞与として3,123,400円支給され、12月に賞与として3,567,400円支給された場合

|                | 6月                     | 12月                    |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 3,123,400円（累計額3,123千円） | 3,567,400円（累計額6,690千円） |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                     | 0円                     |
| 項番 10 標準賞与額合計  | 3,123,000円             | 2,607,000円 ※           |
| 項番 11 基本保険料    | 149,998円               | 125,215円               |
| 項番 12 特定保険料    | 99,842円                | 83,345円                |
| 項番 13 介護保険料    | 59,337円                | 49,533円                |
| 項番 14 保険料免除区分  | 0                      | 0                      |

※ 5,730,000円(上限額) - 3,123,000円(6月賞与) = 2,607,000円

(2) 6月に賞与として5,730,000円支給され、12月に賞与として5,500,000円支給された場合

|                | 6月                     | 12月                     |
|----------------|------------------------|-------------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 5,730,000円（累計額5,730千円） | 5,500,000円（累計額11,230千円） |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                     | 0円                      |
| 項番 10 標準賞与額合計  | 5,730,000円             | 0円 ※                    |
| 項番 11 基本保険料    | 275,212円               | 0円                      |
| 項番 12 特定保険料    | 183,188円               | 0円                      |
| 項番 13 介護保険料    | 108,870円               | 0円                      |
| 項番 14 保険料免除区分  | 0                      | 0                       |

※ 同一年度内に賞与が5,730,000円(上限額)を超えて支払われたため0円をセット

<産前産後休業または育児休業取得の場合>

- (1) 今年1月10日から産前産後または育児休業を開始し、6月賞与として200,500円支給され、12月賞与は0円の場合(40歳未満の場合介護保険料徴収なし)

|                | 6月                 | 12月 |
|----------------|--------------------|-----|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 200,500円(累計額200千円) | —※  |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                 | —   |
| 項番 10 標準賞与額合計  | 200,000円           | —   |
| 項番 11 基本保険料    | 0円                 | —   |
| 項番 12 特定保険料    | 0円                 | —   |
| 項番 13 介護保険料    | 0円                 | —   |
| 項番 14 保険料免除区分  | 1                  | —   |

※ 12月は支給額0円のためデータ作成および送信不要

- (2) 6月賞与として500,500円支給され、12月賞与として400,500円支給された。

その後、12月25日から産前産後または育児休業を開始した場合(40歳未満の場合介護保険料徴収なし)

|                | 6月                 | 12月                |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 500,500円(累計額500千円) | 400,500円(累計額900千円) |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                 | 0円                 |
| 項番 10 標準賞与額合計  | 500,000円           | 400,000円           |
| 項番 11 基本保険料    | 24,015円            | 0円                 |
| 項番 12 特定保険料    | 15,985円            | 0円                 |
| 項番 13 介護保険料    | 0円                 | 0円                 |
| 項番 14 保険料免除区分  | 0                  | 1                  |

<賞与支給月に退職し、嘱託再雇用者になる場合>

嘱託再雇用日については各事業主の規定により異なります。

[6月嘱託再雇用 退職時賞与同日支給]

- (1) 6月20日に賞与として3,000,000円支給され、6月30日に嘱託再雇用となり、同日に退職時賞与として1,000,000円支給され、12月10日に賞与として300,000円支給された場合

|                | 6月                            | 12月                  |
|----------------|-------------------------------|----------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 4,000,000円 ※1<br>(累計額4,000千円) | 300,000円(累計額4,300千円) |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                            | 0円                   |
| 項番 10 標準賞与額合計  | 1,000,000円 ※2                 | 300,000円             |
| 項番 11 基本保険料    | 48,030円                       | 14,409円              |
| 項番 12 特定保険料    | 31,970円                       | 9,591円               |
| 項番 13 介護保険料    | 19,000円                       | 5,700円               |
| 項番 14 保険料免除区分  | 0                             | 0                    |

※1 3,000,000円(6月20日)+1,000,000円(6月30日)=4,000,000円

※2 6月30日時点で使用関係が一旦中断(退職→嘱託再雇用)しているとみなすため、6月20日の賞与から保険料を徴収しない。嘱託再雇用日の取得が優先になるため6月30日の退職時賞与から保険料を徴収する。

項番7.賞与支払年月日は最終支払日(6月30日)を入力する。

〔12月嘱託再雇用 退職時賞与前日支給〕

- (2) 6月20日に賞与として4,500,400円支給され、  
12月10日に賞与として1,000,000円支給され、12月30日に退職時賞与として500,000円支給され、12月31日に嘱託再雇用となった場合

|                | 6月                      | 12月                           |
|----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 4,500,400円 (累計額4,500千円) | 1,500,000円 ※1<br>(累計額6,000千円) |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                      | 0円                            |
| 項番10 標準賞与額合計   | 4,500,000円              | 230,000円 ※2                   |
| 項番11 基本保険料     | 216,134円                | 0円                            |
| 項番12 特定保険料     | 143,866円                | 0円                            |
| 項番13 介護保険料     | 85,500円                 | 0円                            |
| 項番14 保険料免除区分   | 0                       | 0                             |

※1 1,000,000円(12月10日)+500,000円(12月30日)=1,500,000円

※2 5,730,000円(上限額)−5,500,000円(12月10日時点の累計額)=230,000円

12月31日時点で使用関係が一旦中断(退職→嘱託再雇用)しているとみなすため、12月10日の定期賞与、12月30日の退職時賞与から保険料を徴収しない。

項番7.賞与支払年月日は最終支払日(12月30日)を入力する。

〔12月嘱託再雇用 退職時賞与同日支給〕(12月定期賞与支給日前退職)

- (3) 6月20日に賞与として4,500,400円支給され、  
12月5日に嘱託再雇用となり、同日に退職時賞与として500,000円支給され、  
12月10日に賞与として1,000,000円支給された場合

|                | 6月                      | 12月                           |
|----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 4,500,400円 (累計額4,500千円) | 1,500,000円 ※1<br>(累計額6,000千円) |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                      | 0円                            |
| 項番10 標準賞与額合計   | 4,500,000円              | 1,230,000円 ※2                 |
| 項番11 基本保険料     | 216,135円                | 59,077円                       |
| 項番12 特定保険料     | 143,865円                | 39,323円                       |
| 項番13 介護保険料     | 85,500円                 | 23,370円                       |
| 項番14 保険料免除区分   | 0                       | 0                             |

※1 500,000円(12月5日)+1,000,000円(12月10日)=1,500,000円

※2 5,730,000円(上限額)−4,500,000円(6月20日時点の累計額)=1,230,000円

嘱託再雇用日の取得が優先になるため、12月5日の退職時賞与から保険料を徴収する。

〔12月嘱託再雇用 退職時賞与同日支給〕(12月定期賞与支給日後退職)

- (4) 6月20日に賞与として3,123,400円支給され、  
12月10日に賞与として3,567,400円支給され、  
12月31日に嘱託再雇用となり、同日に退職時賞与として1,000,000円支給された場合

|                | 6月                      | 12月                       |
|----------------|-------------------------|---------------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 3,123,400円 (累計額3,123千円) | 4,567,400円 ※1(累計額7,690千円) |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                      | 0円                        |
| 項番10 標準賞与額合計   | 3,123,000円              | 0円 ※2                     |
| 項番11 基本保険料     | 149,998円                | 0円                        |
| 項番12 特定保険料     | 99,842円                 | 0円                        |
| 項番13 介護保険料     | 59,337円                 | 0円                        |
| 項番14 保険料免除区分   | 0                       | 0                         |

※1 3,567,400円(12月10日)+1,000,000円(12月31日)=4,567,400円

※2 5,730,000円(上限額)−3,123,000円(6月20日時点の累計額)=2,607,000円

12月31日時点で使用関係が一旦中断(退職→嘱託再雇用)しているとみなすため、12月10日の賞与から保険料を徴収しない。

同一年度内に賞与が 5,730,000 円(上限額)を超え支払われたため 0 円をセット。  
 項番 7. 賞与支払年月日は最終支払日(12月31日)を入力する。

<賞与支給月に資格喪失した場合>

- (1) 6月20日に賞与として3,567,400円支給され、  
 12月10日に賞与として3,567,400円支給され、12月30日に退職した場合

|                | 6月                     | 12月 ※2                 |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 項番 8 通貨によるものの額 | 3,567,400円(累計額3,567千円) | 3,567,400円(累計額7,134千円) |
| 項番 9 現物によるものの額 | 0円                     | 0円                     |
| 項番 10 標準賞与額合計  | 3,567,000円             | 2,163,000円 ※1          |
| 項番 11 基本保険料    | 171,324円               | 0円                     |
| 項番 12 特定保険料    | 114,036円               | 0円                     |
| 項番 13 介護保険料    | 67,773円                | 0円                     |
| 項番 14 保険料免除区分  | 0                      | 0                      |

※1 5,730,000円(上限額) - 3,567,000円(6月20日時点の累計額) = 2,163,000円

賞与支給月が資格喪失月で保険料徴収の対象とならない賞与であっても、被保険者期間中に支払われた場合は、同一年度内の累計額に含めるため標準賞与額とする。

※2 com.Pass や G-com.Pass など現況において賞与支給月に資格喪失する方のデータ送信ができない事業主様は賞与支払届(紙)を提出してください。